

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成27年9月4日

秋田県監査委員 平山晴彦
 秋田県監査委員 三浦英一
 秋田県監査委員 石塚博史
 秋田県監査委員 中嶋定雄

1 監査実施状況

平成26年度の財務に関する事務の執行状況

監査課所	監査年月日	監査委員
秋田県玉川発電事務所	平成27年6月30日	石塚博史 中嶋定雄
秋田県秋田発電・工業用水道事務所	平成27年7月10日	平山晴彦 石塚博史
秋田県大館発電事務所	平成27年7月10日	三浦英一 中嶋定雄
秋田県産業労働部公営企業課	平成27年7月13日	平山晴彦 三浦英一 石塚博史 中嶋定雄

2 経営の概況

平成26年度における経営に関する事業の執行状況

(1) 電気事業会計

ア 売電電力量及び電力料金収入

鎧畑発電所ほか15発電所

売電電力量 440,512,608キロワットアワー

電力料金収入 3,565,618,913円

イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	3,990,539,000	4,023,524,485		
支出	3,434,417,000	3,249,453,992	0	184,963,008

資本的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	903,185,000	902,869,507		
支出	1,877,405,387	1,627,409,694	202,592,242	47,403,451

資本的収入額(他会計からの長期貸付金償還金9億円を除く。)が資本的支出額(長期貸付金4億円を除く。)に不足する額1,224,540,187円は、減債積立金468,582,303円、中小水力発電開発改良積立金19,739,570円、地域振興積立金28,327,045円、過年度分損益勘定留保資金657,013,861円及び当年度分消費税資本的収支調整額50,877,408円で補てんした。

ウ 経営成績

当年度の収益は3,758,612,308円、費用は3,035,419,223円で、差し引き723,193,085円の純利益となっている。

(2) 工業用水道事業会計

ア 契約給水量、実績給水量及び給水料金収入

秋田工業用水道

契約給水量 56,326,070立方メートル

実績給水量 50,119,924立方メートル

給水料金収入 901,892,085円

イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	1,025,094,000	1,009,948,362		
支出	849,113,000	825,816,718	0	23,296,282

資本的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	500,000,000	500,000,000		
支出	1,054,730,000	991,317,282	52,777,560	10,635,158

資本的収入額（他会計からの長期貸付金償還金1億円を除く。）が資本的支出額に不足する額591,317,282円は、減債積立金175,653,731円、過年度分損益勘定留保資金372,609,462円及び当年度分消費税資本的収支調整額43,054,089円で補てんした。

ウ 経営成績

当年度の収益は940,058,127円、費用は798,980,572円で、差し引き141,077,555円の純利益となっている。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

なお、業務委託契約において、競争入札により契約の相手方を決定すべき金額であるにもかかわらず、随意契約をしているものが見受けられたので今後適正な執行に努められたい。